

## 第1回選考委員会議事録

平成20年6月17日  
午後7時30分～午後9時40分

- 委員 会議の招集は誰がするのですか。  
事務局 委員長が行います。要項第6条でございます。  
事務局 選考委員会の委員長の互選をお願いいたしたいと思います。どなたかいらっしゃいませんか。  
委員 事務局から腹案はありませんか。  
事務局 ○○委員にお願い申し上げたいと思います。  
委員長 非常にデリケートな問題を扱いますので、よく申し合わせをして外から疑念をもたれないようにしたいと思います。そのため時間をかけていきたいと思います。背景説明を事務局から説明していただいて、進めていきたいと思います。
- 事務局 経過説明（資料3）  
委員長 応募があった場合の応募者は公表しないのではないのですか。誰かすっぱ抜いたのですか。  
事務局 私どもの判断で、通常は、応募先は公表しないのですが、マスコミ等とか議会を前にして、応募者、手を上げた方に書類を持参していただいたときにアンケートをとりました。公開についてどう思われますかということでアンケートをとったところ、氏名を公表することは差し支えないというのでありましたので、公表に踏み切りました。ただし、取材については病院経営に支障が出るということでマスコミにはお断りをしました。相手方の承諾を得て公表に至ったということでございます。
- 委員長 一般的にはしないですよ。第1順位のを公表しますよね。気になるのは、運営形態の地方独立行政法人と民間移譲の二者択一のようなことになっていますが、3択ですよ。行政法人でも公務員型と非公務員型とがありますよね。非公務員型と民間移譲の間には指定管理者制度がありますよね。指定管理者を最終選択肢からはずしたのは、議会からの要望なのですか。
- 事務局 去年の5月に庁内の検討委員会を開きました。その中で、地方公営企業法の全部適用、指定管理者制度、独立行政法人の公務員型、非公務員型、民間移譲、それぞれに制度的な内容などを出して、どれが武雄市にとってどれがいいのか議論しました。その結果、独立行政法人、その時点では公務員型、非公務員型は区別しておりませんが、又は民間移譲にすべきと、そこまでの結論を出しております。
- 委員長 皆さんお分かりでしょうか。どういう土俵の上で選択を審査しなければならないのか。一般的な非公務員型ないし指定管理者を選ぶときには、結果責任をとらせるという運営形態がないものだから選ぶのですが、指定管理者、すぐ民間なら戸惑いますよね。指定管理者として引き受けるような団体がないということが議会か市のほう、病院関係者のほうであったのですかね。
- 事務局 受け皿がないという議論ではなくて、純粋に制度的に比較して、この制度がいいのではないかと議論した結果です。
- 委員長 議論とすれば何を一番優先したのですか。福岡県の県立病院の民間移譲という方針を出した者からすれば、事業の継続性を最優先したわけです。継続性を担保するためには、病院長に相当の裁量性がいます。従って責任体制が明確でなければならない。だから、民間が望ましいと。当然その中には、独立行政法人ということは考えられない。独立行政法人か民間移譲となぜ二者択一になったのか、それを元にして手を上げられた病院の能力だとか実績だとかをそういう目から審査しなければいけないと思います。整合性の関係で、何を優先して二つの運営形態を選ばれたのか。新ビジョンを見れば、ドクターの確保が一番しやすいのが民間ということになっているが。
- 事務局 結論を出したのが昨年10月か11月頃でしたが、庁内のメンバーから出た意見、主な意見は指定管理者制度にすべきと言う意見はあまり出ませんでした。

委員長 だから何を優先して運営形態を選ばれたのか。それと合わせてわれわれは2つの中から選ばなければならない。事業の継続性であれば、2つの医療法人が借入金利率何パーセントをどのくらいかかえているのか、返せる額なのかどうか、これを使って借金を返そうとずるいことを考えていないかどうか、いろいろ考えなければならない。何を優先して運営形態を選ばれたのか。議事録が残っていなければ、新ビジョン読めば、医師の確保しか見えないような感じですが、効率性ですか、それとも良質性ですか。そのへんも含めて。

事務局 継続性を中心に考えていたと思います。指定管理者制度については、更新する時期、5年なり10年なり20年なりあります。継続的に運営していくためには指定管理者制度については疑問が残るのではないかと、という意見が出たようです。

委員 市民病院としての継続性、責任体制ですね。

委員長 事業の継続性には民間が一番望ましいということですね。

委員 最終的には社会的責任が重いと思います。

委員長 事業を引き継いだ人は、赤字でも何年継続しなければならないとなっているのですか。もうできないからと万歳しては困りますね。何年事業をなさうという契約になるのですか。

事務局 現段階では考えていませんが、当然永遠にしてほしいということです。移譲先が決まれば基本的な合意、契約をします。その中でうたうのが基本だろうと思います。

委員 引き継いで、医療の範囲がどこなのか。

委員長 国立病院の移譲のときは、10年間は事業内容とか場所の移動なしにやりなさいと、要求しているわけですね。資金という面から見てどれくらい体力があるかという審査基準の中に、どれくらい持ちこたえる資金力があるのか、そういうことを審査基準の中に入れて。当然公的な要素を背負った民間という位置づけになると思うんですね。市民病院の後を継がれるという公的な部分を随伴するといったこともあると思うので、ぽっと出てぽっと辞められるというのは困るので、当然そういう縛りは、最低4・5年は保障してもらわないと。

委員長 市民が不安を覚えないように、民間の経営責任体制が明確だからみんな報われるからという方向に行かないとね。10年以上は入りたい。

事務局 そういう医療法人に手を上げていただいていると思うので問題なく入りたいと思います。

委員長 事業継続性が一番大事な審査をする指標である、バリューであるということによろしいでしょうか。

委員 はい

委員長 是非、資金のほうから見て持つ体力があるかどうか、お願いします。続いての説明をお願いします。

事務局 (公募要領の説明)

委員長 こういうことで審査できるかどうか、皆さん目で・・・

事務局 (改革ビジョンの説明)

委員長 これでわれわれが審査できるかどうか、検討をお願いします。移譲するまでの救急医療確保のために医師を派遣してもらおうと、必要な補助金を出すということなのですか。一切今のままのルールでしか一般会計からの繰入をしないということなのですか。

事務局 一般会計からの繰入はせずに、医師を派遣していただいて、その人件費は市から出しますが、医療法人から前倒ししてドクターの派遣をお願いしますということです。

委員長 必要な人件費を市は出すということですね。引き続き移譲後の病院に勤務する職員を全員採用することだから、差額も永遠に市が補助するんですか。

事務局 今のところ引き続き雇用ということまでしか条件を出しておりません。移譲条件については、継続の雇用までしかうたっておりません。雇用条件、給与面をどうするかについては、新しい医療法人の給与体系に今のところ従っていただく、その差をどうするかについてはまだこれからのことです。

委員長 そうじゃない話でしょ。より一層病院本体に債務保証させられて、厳しい財政状況のなか、より一層悪化させる要因になりませんか。

事務局 しません。

委員長 するのでしょうか。  
 事務局 しない方向でいまのところ。  
 委員長 引き受けてくれますか。われわれが審査していて、そんな条件であれば断られて。私たちはなんの責任とったらいいか考えはじめています。  
 委員 雇用の問題ですが、・・・医師にしても看護師・・・給与のベースにしても、・・・任免までは・・・わかりませんが。  
 事務局 移譲条件の中に、⑥のところ引き続き移譲後の病院に勤務を希望する職員については、全員採用すること、と条件をつけておりますので、この条件をのむということで二つの法人が手を挙げていると考えております。  
 委員長 だから市の財政が相当悪くなることがあるということですよ。われわれなんの責任を取らなきゃならないかという、審査をどこまでのデータやドキュメントによってやらなきゃならないかというのが気になっているんです。  
 委員 18年度かのデータと思うんですが、看護師さんの年収が580万円くらいだったと思うのですが、あらたな医療機関の平均が。逆に医師は開業医よりも安いんですが、都市部と比べたら若干安かったと思います。  
 事務局 私の思いを言いますと、後1年半は直営でいきますので、看護師さんは公務員の身分も持ったままです。22年の2月1日で移譲しますので、身分の切り替えがあります。希望する方は全員新しい医療法人へ移っていただきます。  
 委員長 切替えると全員解雇でしょう。  
 事務局 解雇です。  
 委員長 退職金は払えるんですね。  
 事務局 払います。移譲後は民間法人の給与体系で働いていただきます。  
 委員長 22年1月までは一般会計からの繰入だけを考えていて、上乘せの補助金は考えていないということですね。  
 事務局 今のままの医師5名と看護師77名のまま1年半続けば、6億5千万円の赤字が見込まれています。これを避けるために、看護師はいますので、医者にできるだけ多く来てもらって135床の稼働率を上げたい、6億5千万をできるだけ少なくしたと考えています。その結果、いくらかの赤字になれば、市の赤字になります。それは市が清算します。  
 委員長 移譲後の補助金は。  
 事務局 移譲後の補助金は今考えていません。  
 委員長 要求されたらどうします。ここに書いてあるのは裏付けがなくて、つमりの話しかないから。  
 事務局 新しい医療法人からですか。  
 委員長 そう。医療法人が移譲を受けるときに、給与を確保できるのだったら向こうのほうに移りたいとかたちの人材確保をした場合に、ギャップのものを市の方から補填願いたいと審査した後、交渉する中で、出された場合にどうされるんだろうか。われわれ委員からどう責任を取らなければならないのかということなのです。  
 事務局 それは審査委員会の責任ではなくて、移譲条件そのものに掲げておりませんので、あるとは考えていません。あったとしても移譲条件ではありませんので、補填するものではありませんとお答えするしかない。それは、われわれの責任です。  
 委員 優先交渉権を与えるということですから、その後、実際交渉して採用しないということもありえるわけですね。  
 事務局 移譲条件に関し仮に移譲後にこれに反するようなことをしたときにペナルティーというようなことを契約の中を書くことがありうるのか、それから意見ですが、2の地域医療機関と連携する医療機関は大事だと思いますし、一方でやはり医師会との関係も重要だと思います。いろいろな経緯があっただろうと思いますが、この委員会に医師会からは代表が入っていないのです。これは希望ですが、どういう形にせよ医師会の理解を得るということは重要だと思います。  
 委員長 優先順位を決めるだけなら気が楽なのですが、一番肝心なのは、具体性がどうかということなんです。事業の継続性を担保できない、気になるところです。そういう関係でいけば、

- 消防本部との関係をどのように想定しておられるのか。救急搬送、独占的にやるのか、医師会と協議しながら救急搬送体制を作っていくのか。消防本部、医師会、大事なところだ。施設完結型、自分たちが何でもするぞという病院だったら、困るのか、困らないのか。
- 委員 報道では過熱報道がなされておりまして、今日はSTSで〇〇会長さんが熱弁をふるっていらっしやいましたが、確か8年前の市民病院に国から移転するときも医師会は反対されましたよね。今回も反対された。経緯は、始めに結論ありき、そういうものには賛成できないからこの会合にも辞退させていただいたということなのでしょうが、始めに結論ありきじゃないわけでしょう。
- 事務局 経緯を申しますと、昨年12月に一般質問で、市長のほうで、複数の病院と意見交換をしていることを明らかにし、福岡和白病院とも意見交換を行ったということを議会答弁で明らかにしました。それを受けて、福岡和白病院に決めているんじゃないかという思いを強くされたと思います。それを受けて、いろいろ議論してきたわけですが、その後も引き続き議論をしたり公募の手続きを踏んだりしてきました。にもかかわらず、自分たちに相談もなく、一方的に福岡和白病院に決めているんじゃないか、出来レースじゃないかと、疑いを深めて、この選定委員会にも2名の医師会からの委員をお願いしたのですが、すでに決まっていることじゃないかということで、選考委員会に加わるのは納得いかないということで遠慮されました。ただし、その後の地域医療の協議会には当然参加しますよと、選考委員会には入らないけれども、その後の地域医療の課題を解決するためには参加させていただくという返事はいただいております。
- 委員 移譲条件を守らせるための担保をどう考えているのかということですが、移譲条件の中の9をご覧ください。市行政関係者との協議の場を設け、意見等を病院運営に反映させるように努めることとしており、移譲したからといって民間に全く任せるのではなくて、市と病院との連絡協議会を受けて市の意見を言わせていただきますよと、市からチェックさせていただきますよという協議の場を設けるようにしております。さらに加えて、市と移譲先病院と医師会で構成する協議会を立ち上げたいと考えています。これについては医師会も入ると表明されていますので、この会に入ってください意見を言わせていただき、移譲条件を守るようにチェック機能を果たして行きたいと考えております。
- 委員 選考過程の透明化と情報公開で、選考委員会の情報公開を徹底しなければ、市民に不信をもたれる。情報開示、選考過程の透明化をどのように考えているのでしょうか。
- 事務局 情報の公開については、選考委員会の中でご意見を伺って最終的に決定をさせていただければと考えております。この会議の事前の告知についてですが、会議の終了後について、結果についての公表をしたいと考えております。2点目として、選考委員会の氏名については公開をしない、会議終了後も非公開と考えております。選考委員の所属についても同様の取扱いをしたいと考えております。会議の傍聴についてはこれは行わない。会議の議事録の取り扱いについてであります。公表については最終的な選考委員会の会議が決定した、結論が出た後に情報公開条例に基づきます請求に対して答える。固有名詞については黒塗りとさせていただきますと考えております。さらに評価シートというのを用意しております。こちらのほうにつきましても、公開の時期につきましては、議決後において情報公開条例に基づき答える、そのように考えています。固有名詞については、黒塗りとしたい、そのように考えております。
- 委員長 情報。
- 委員 これでは、最近の情報開示とか透明化といった流れからするとどうなのかと思います。国の開示ですら、会議については原則公開していますので、情報公開条例の請求に対する公開ということは消極的ではないか。
- 委員長 これを一番最初に協議したかった。なるほどなるほどいってもらわないと、われわれが悪者になってしまいます。福岡県立病院の小委員会20何回行いまして、終わると記者会見しました。議事録は、1・2週間以内にホームページ上で公開しました。福岡県立病院の中間答申出しても異論が出なかった。少なくとも開催の告知は、2回目はいつやりますというのが必要です。何を協議したか、何を論議したか。選考委員の氏名はいかがですか。皆さん。

どの議員が何を発言したかが出れば問題になるので、委員長と委員というだけで議事録を作り、誰が発言したかわからない。一方委員はだれとだれだれで、ということで、委員長は割を食うのですが。

委員 私は医師会の方々が来られないので、止むを得ないということで私が委員になったので。  
委員 地域で商売している関係で、審査に影響すると思います。いろいろなしがらみもありますし。組織化をされて街宣車を出して市内を回る状況にあるわけです。選考委員の氏名が公表されると、そこをお願いに行こうかと、裏から手を回そうかと、なるのではないかと、しかる期間を経てのちに公表されるなら、腹をくくってここに出てきていますから。今、公表されるとどうかなと思います。

委員長 審議中は、委員名は公開しない。終了後、委員名公表はいいということで。  
委員 一段落すれば、ですね。  
委員 私は当初〇〇から出るようになっていたんですが、いろいろ話がありまして、お断りしたんですね。〇〇団体という〇〇ということになりますし、企業からということで出てきました。出来れば終わってから。名前だけは、武雄は小さい町ですから。

委員 〇〇ということで出てきております。あるところでは極端に反対運動があったり、風評が風評を呼んでいて、存続をするために反対運動を盛んにやっているわけですね。方向付けを見定めてからなら、期間を置いて。

委員長 終了後、委員を解職された後、委員名と選考委員の所属は、企業名よりは設置要綱には医療関係者、経済関係者とそういう分野だからそういうようにしたらどうでしょう。会議の傍聴（は否）、これは審査ですからね。議事録は、どうですか。固有名詞は載せないようにして、委員、委員長だけにしましょう。求められたら出すのか。終わったら1週間以内か2・3日以内に出すのか。

委員 議事録は出さないと、かえって市民の。  
委員 執行部のためにも出したほうがいい。  
委員 密室のという考えがあるから。  
委員長 議事録が出来た後、皆さんで見てもらって、確認していただいてから出すということで。理想的なのは翌日皆さんに見てもらうのがいい。疑心暗鬼がおきてしまう。数日経つと。ちくいちの議事録は公開の対象とならない。それを文書化したものは公開の対象と。総録にするか、一字一句にするかですね。前回何を言ったかを確認するための議事録と公開するための議事録を作って、なるべく早く皆さんに見てもらうようにしてください。公開はホームページで出しますか。記者クラブはあるんですか。

事務局 開催につきましては、開催後に発表しようと考えています。こういう議論があったというようなことを。

委員長 2回目は終わった後、出来るだけ早く議事録（抄）を公開します。  
評価シート、これはどうですか。

委員 リスクを伴いますね。  
委員長 ここまで公表されたらディスカッションを妨げられますね。  
委員 項目の合計点を別にしたら。  
委員長 7人が評価しますよね。何点～何点、そういうやつを出したらどうか。  
事務局 7ページのイメージでしょうか。委員ごとの集計票を示していますが。  
委員長 委員が何点つけたかは公開しない。  
委員 審査基準に従って、合計を。合計で差がついたということで、こちらがいいということがわかる。

事務局 2社しかないなので、片方が何点と明らかに差がつく。  
委員長 他のところで審査したときは、合格点を達したところはどういうふうに公表しました。  
事務局 法人名を公表してもよいといわれたところは、点数も公表してよいということだと思いますが。

委員 礼節を考えると、落ちられたとの点数まで出す必要があるんですかねえ。失礼のような気がしますね。  
委員 負けたほうが次点なんですね。優先交渉権との交渉がうまくいかなかったときは次点と交

渉するわけですから、その配慮は必要ですよ。大きな差がついたときはどうなるんですか。

委員 次点もある程度の点数が必要ではないか。

事務局 すでに2法人とも実績のある法人なので、大きく差がつくことはないかと思っているんですが。

委員 法人の登録場所には人がいるわけですね。プライドがあるわけですよ。個人情報保護法もありますし、法人情報もしかりだと思っただけですね。優先交渉権者の点数だけ公表するとか。

委員長 設置要綱の中にそれは書いてないですね。どこに書いてあるんでしょうか。募集要項に書いてあるんですね。

事務局 設置要綱の2条にかいてあります。

委員 基本的にはそれなりに名の通った病院です。

事務局 実績のある法人ですので問題ないと思うのですが、結果を出した場合に会社のイメージが悪くなるから、ここら辺の判断と思うんですね。

委員 1位と2位しかいないわけですから、点数は積極的に公表しないけれども、後で来られたときには公表したら。

委員 一位は公表していいと思う。次点ですから何点ということには言わなくていいと思う。次点と交渉するようになったら別だが。

委員長 応募した人にはこの評価シートを戻すということでどうだろうか。パブリックに公開するかどうかは応募者に任せる。公開するのは一位の点数のみとする。これでいいですか。

委員 よい。

委員長 確認のために明日でも FAX をしてください。

事務局 資料の5日程のところ、審査日程の第2回目の備考欄でございますが、公平を期すために、審査委員会としてのプレゼンテーションは通常どおりしっかりやっていただいて、市民の皆様にご覧いただくために公開プレゼンテーションを企画したいと考えています。審査委員会のプレゼンテーションは別にやりたいと考えています。これについてはいかがでしょうか。相手先法人の理解が得られた場合に限りですが。

委員長 市民が受けた印象とわれわれが下した結果が食い違っていたらどうか。

委員 市民は別に何も条件は求めないわけでしょう。価値観がそれぞれ違いますから。

事務局 25日にプレゼンをやっていただき、夕方、市民向けのプレゼンをやっていただきたいと考えています。

委員長 審査委員会としては了承したいと思います。

委員 質疑をもう少しとったらどうか。

委員長 ヒートアップしますよ。

委員長 われわれがするもの30分、30分でいいのではないですか。市民のほうも30分、30分でいいのではないか。市民向けはそちらにお任せします。

事務局 ワーキンググループをご提案します。25日までに2グループに分かれて勉強会をしていただきたいという提案です。

委員 時間も短いので、記録的にも残したほうがいいと思います。

事務局 理解を深めていただくということでよろしいですかね。医療関係は、〇〇委員と〇〇委員さんに、経営関係については、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。ワーキンググループについては記録を残すだけにしたいと思います。事前に次の開催日をお知らせしてよいとのことでしたが、次の委員会を開くと発表すると、マスコミ等が来て皆様方が特定されてしまいますが。

委員長 会場を予告をしなければいいのではないですか。

事務局 会場を知らせないで発表するのはどうかと。

委員 予告はしないで、開催したときは事後的に公表するということがよろしいでしょうか。

委員 (了解)

委員 審査基準、先ほど説明していただいたんですが、公募要綱の経営点検表と経営理念とか経営計画がありますが、これはどういう関係でしょうか。もともと審査基準には経営点検表

はいってないですね。

事務局 公募要領の審査基準としては掲げておりませんでした。提出書類のなかに経営点検表がありましてこれを出していただく。では、この経営点検表をどのように活用するのかということで、公募要領を公表した後でしたが、経営点検表につきましても検討しまして、現在の法人の状況を審査の段階でもやはり反映をすべきではないかということになりまして、評価シートの6項目目として経営点検表の審査基準として項目を掲げさせていただきます。経営点検表につきましては、現在の移譲を希望する法人の状況について出していただくということですのでその内容を反映させたいということに加えさせていただきますということですね。

委員 医療法人としてのリーガルチェックですね。

委員 1のほうでは財務諸表の中身でということですね。

事務局 経営点検表につきましては1から7項目までそれぞれ異なった判断基準が掲げられています。該当するものがあればそれぞれ、程度がどの程度なのか、改善勧告の内容とか重加算税の内容とか、重大な違反事故がそれほどなのか、全体的に評価して、点数化していただいて総合得点の中に入れて評価していただくことが公平な評価になると考えています。配点については、それぞれ5点づつ配分しています、さらに掛け2と書いておりますのは、地域に求められる医療機関像が6項目示されていました。その項目については重要視しておりますので掛け2としております。

審査手順としまして、今日の審査基準、審査手順を確認していただき、応募書面を今日お渡しいたします。書面審査を各委員さんしていただいて、25日のプレゼンテーション、質疑応答、市民公開プレゼンテーションを相手法人の了解がえられれば実施したい。その後評価シートに記入していただき、まとめれば第3回で評価シートを提出していただき、委員さんの前で開封したい。持ち帰りますと不信感を招くかもしれないので。その場で集計し、その場で優先順位を決めていただけないかと。その後委員長さんの名前で市長にその結果を報告したいと考えています。

選考方法の(3)でございます。機械的に評価していただいたものを集計して点数の高い低いで判断していただけないかと思っています。場合によっては評点をもとに合議することも考えられますが、そういうことをせずに、機械的に評点基準が高いほうでやっていただきたいと考えております。判断を仰ぎたいと思います。

委員長事務局 5点はこういうものだ、1点はこういうものだ、という定義があるんですが。8ページの下のほうにあります。審査は各項目に5段階により点数をつけて行うものと、5点は特に優れたもの、4点は優れたもの、3点は普通のもの、2点がやや劣るもの、1点が劣るもの、と大まかな基準で付けていただきたいと思います。2倍にしたものは10点満点でいきますよということです。

委員長 誰かが2点つけたその項目は全滅という考え方もあるんですがね。従って、書面審査をしますよね。あらかじめ点数を付けられたものを集められて、それぞれの委員がこういう基準でこの点をつけたと、その基準ちょっと厳しすぎるから、その話し合いの中で2点をつけた人が3点になるという、そういう審査を許すかどうか。

委員 それぞれの委員として責任において、そこは良識を信じて、自由に判断できるという空間は残してもらわないと。

委員長 委員会としては点数をつけず、各委員が出した点を総計するというところで。

委員 1点と5点はコメントとを書くとか。

委員長 そうしておきましょう。皆さんに了解してもらうためにそうしてもらいましょう。そういうコメントを持ってここに集まるということで。よろしいですね。合計点のみで。プレゼンテーションは、誰々が出てきてくださいという指示はしていますか。たとえば、理事長がしてくださいとか。

事務局 していません。

委員長 後で責任者でないものが発言したと、そんなつもりはなかったとならないように。

事務局 そこは指示いたします。

委員 役員以上が出席してもらわないとですね。

(〇〇委員 退席 21:35)

事務局 日程的には、6月30日か7月1日に3回目を予定しております。議会、マスコミには武雄市議会の最終日に提案するとしていましたが、間に合いませんので、こちらの判断が降りるまで待ちます。こちらの結論が出た後、臨時議会を召集したいと考えています。議会は26日までです。

(21:40)